

弘前医療福祉大学大学院学則

令和6年4月1日制定

目次

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価（第1条－第4条）

第2節 研究科及び学生定員等（第5条）

第3節 教員組織（第6条）

第4節 研究科委員会（第7条）

第5節 図書館（第8条）

第2章 研究科通則

第1節 学年、学期及び休業日（第9条－第11条）

第2節 標準修業年限等（第12条・第13条）

第3節 入学（第14条－第20条）

第4節 教育課程及び履修方法等（第21条－第34条）

第5節 課程の修了及び学位（第35条・第36条）

第6節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第37条－第42条）

第7節 賞罰（第43条・第44条）

第8節 研究生、科目等履修生及び特別聴講生（第45条－第47条）

第9節 入学検定料、入学金及び授業料等（第48条－第54条）

第3章 その他

第1節 その他（第55条）

附則

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価

(目的)

第1条 弘前医療福祉大学大学院（以下「本大学院」という。）は、ホスピタリティー精神を基盤とし、地域健康支援学に関わる教育と研究を通して、保健・医療・福祉に関する教育研究の成果を地域に還元し地域の人々とともに、人間の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(教育目的)

第2条 本大学院における教育目的は次のとおりとする。

- (1) 豊かな人間性とホスピタリティー精神をもって、多職種と協働して地域に暮らす人々を支える活動を実践できる専門職業人の育成
- (2) 専門知識と技術をもって地域健康支援に関わる問題の解決を多職種と協働して実践できる専門職業人の育成
- (3) 地域に貢献できる教育・研究者の育成

(教育目標)

第3条 本大学院における教育目標は次のとおりとする。

- (1) 地域健康支援に関わる健康課題の知識と技術をもつ人材の育成
- (2) 地域健康支援に関わる指導的役割を担う人材の育成
- (3) 地域で生活する人々の健康課題に対して高度な実践力を有する人材の育成
- (4) 地域健康支援に関わる教育・研究者の育成

(自己評価)

第4条 本大学院は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院の教育研究活動その他必要な事項について、自ら点検及び評価を行なうものとする。

第2節 研究科及び学生定員等

(研究科)

第5条 本大学院に地域健康支援学研究科を置く。

2 地域健康支援学研究科に置く専攻、課程及びその収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	入学定員	収容定員
地域健康支援学専攻	修士課程	5人	10人

第3節 教員組織

(教員組織)

第6条 本大学院の授業及び研究指導は、研究科を担当する教授が行う。ただし、必要

があるときは、准教授、講師又は助教が行うことができる。

第4節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 本学に、当該研究科に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 図書館

(図書館)

第8条 本大学院の図書館を弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部総合図書館内に置く。

2 前項の弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部総合図書館については、弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部総合図書館利用規程で定める。

第2章 研究科通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を、次の2期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 4月1日
- (4) 学長が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第2節 修業年限等

(標準修業年限)

第12条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第13条 学生が在学することができる年数（以下「在学年限」という。）は、4年とする。

第3節 入学

(入学の時期)

第14条 本学の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者（法第102条）
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（施行規則第155条第1項第1号）
- (3) 外国において、学校教育における16年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了した者（施行規則第155条第1項第2号）
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了した者（施行規則第155条第1項第3号）
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者（施行規則第155条第1項第4号）
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については5年）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者（施行規則第155条第1項第4号の2）
- (7) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者（施行規則第155条第1項第5号）
- (8) 旧制学校等を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第1号）
- (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号、昭和30年文部省告示第39号第2号）
- (10) 大学院において個別の入学資格審査により認めた22歳以上の者（施行規則第155条第1項第8号）

(入学志願の手続)

第16条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、指定する期日までに、本学に提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 18 条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定する期日までに、所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第 19 条 学長は、他の大学院に現に在学する者で本大学院に転入学を志望する者があるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学をする者の入学の時期は、第 14 条の規定にかかわらず、後期の始めとすることができる。

3 転入学に際しては、第 16 条から第 18 条までの規定を準用する。

4 転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、研究科長が認定する。

(再入学)

第 20 条 学長は、退学した者又は第 44 条第 1 号から第 3 号の規定により除籍された者で、再び入学を志望する者があるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学をする者の入学の時期は、第 14 条の規定にかかわらず、後期の始めとすることができる。

3 再入学に際しては、第 16 条から第 18 条までの規定を準用する。

4 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、研究科長が認定する。

5 前項による学生の在学期間については、第 13 条の規定を準用する。

第 4 節 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第 21 条 大学院の教育は、授業及び学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、その計画に従って行うものとする。

(教育方法の特例)

第 22 条 大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 23 条 大学院において、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、研究科委員会

の議を経て、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

(授業科目)

第 24 条 本大学院の授業科目は、共通科目、専門科目及び研究科目に区分するものとする。

2 授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。

3 授業科目は、講義、演習に分ける。

4 授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表第 1 のとおりとする。

(履修登録等)

第 25 条 学生は、当該学年に履修しようとする授業科目を指定する期日までに届け出て、その登録を受けなければならない。

(単位の基準)

第 26 条 授業科目に対する単位数は、1 単位 45 時間の学修内容をもって標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間又は 30 時間をもって 1 単位とする。

(1 年間の授業時間)

第 27 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第 28 条 授業は、講義、演習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 研究科は、前項の授業を、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の認定)

第 29 条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告等により、合格した者に所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 30 条 履修成績の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、秀は 90 点以上、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 60 点未満とし、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 31 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により、修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えない範囲で本大学院における科目の履修により修得したものとみなすこ

とができる。

(修士論文)

第 32 条 修士論文は、在学期間中の所定の期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第 33 条 最終試験は、修士論文又は学修の成果を中心とし、これに関連のある科目について行う。

(その他)

第 34 条 この章に定めるもののほか、教育課程及び履修方法の細目については、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

第 5 節 課程の修了及び学位

(修了要件)

第 35 条 修士課程の修了要件は、修士課程に 2 年以上在学し、所定の科目を 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。また、優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第 36 条 修士課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、学長が、修士の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 37 条 疾病その他やむを得ない事情により、引き続き 3 か月以上修学することができない学生は、当該研究科長の許可を受けて休学することができる。この場合において、当該休学が疾病によるときは、医師の診断書を提出するものとする。

2 当該研究科長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別な事情があると認め学長が許可した場合は、1 年を限度として、休学の期間を延長することができる。

4 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。

5 休学の期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第 38 条 学生は、休学の期間が満了したとき又は休学の期間中であってもその事由が消滅したときは、当該研究科長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 39 条 本学から他の大学院に転学しようとする学生は、当該研究科長を経て学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 40 条 外国の大学に留学しようとする学生は、研究科委員会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 13 条に規定する在学の期間に含めることができる。

(退学)

第 41 条 退学しようとする学生は、当該研究科長を経て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 42 条 学長は、次の各号の一に該当した学生を、研究科委員会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 第 37 条第 3 項又は第 4 項に規定する期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡し、又は行方不明となった者

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 43 条 学生として表彰に値する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長がその者を表彰することができる。

(懲戒)

第 44 条 学生が本学の学則に違反し、又は本学の学生としての本分に反する行為を行ったときは、研究科委員会の議を経て、学長がその者を懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者に対して、退学を行なう。

- (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくして出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 8 節 研究生、科目等履修生及び特別聴講生

(研究生)

第 45 条 本大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て、学長が研究生として入学を許可することができる。

- 2 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表第2に定めるところによる。
- 3 授業料は、第49条の規定に準じて納付しなければならない。
- 4 納付した入学検定料、入学院、授業料は返付しない。
- 5 その他、必要な事項は、本大学院学生に関する規定を準用する。

(科目等履修生)

第46条 本大学院研究科の授業科目のうち、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該授業科目の授業に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、単位を与えることができる。この場合において、第23条、第26条及び第27条の規定を準用する。
- 3 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表第2に定めるところによる。
- 4 授業料は、第49条の規定に準じて納付しなければならない。
- 5 納付した入学検定料、入学院、授業料は返付しない。
- 6 その他、必要な事項は、本大学院学生に関する規定を準用する。

(特別聴講生)

第47条 他の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本大学院の授業科目の聴講を志願する者があるときは、当該大学院との協議により、研究科委員会の議を経て、学長が特別聴講生として入学を許可することができる。

- 2 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表第2に定めるところによる。
- 3 授業料は、第49条の規定に準じて納付しなければならない。
- 4 納付した入学検定料、入学院、授業料は返付しない。
- 5 その他、必要な事項は、本大学院学生に関する規定を準用する。

第9節 入学検定料、入学金及び授業料等

(学生納付金)

第48条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び厚生費の金額は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の納入)

第49条 授業料、教育充実費、実験実習費及び厚生費(以下「授業料等」という。)は、年額の2分の1の相当額を次の2期に分けて納付しなければならない。ただし、特別の事情があるときは延納又は分納を認めることがある。

前期 学年度前の3月

後期 9月

- 2 入学年度に係る授業料等については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可するときに納付することができるものとする。

(納付した授業料等)

第50条 納付した入学検定料、入学金、授業料等は返付しない。ただし、前条第2項

の規定により授業料等を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学の辞退を申し出た場合は、入学検定料及び入学金を除く授業料等を返付する。

(退学及び除籍の場合の授業料等)

第51条 前期又は後期中途において退学し又は除籍された者に対しては、当該期分の授業料及び教育充実費を徴収する。

2 授業料及び教育充実費の全額を納付した者が、学期前に退学し又は除籍された場合は、当該学期分相当額の授業料及び教育充実費は返付する。

(休学の場合の授業料及び教育充実費)

第52条 休学を許可され又は命ぜられた者は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料及び教育充実費(月割額に休学する月数を乗じた額)を免除する。ただし、休学した日が月の初日の場合は、当該月から授業料及び教育充実費を免除する。

(復学の場合の授業料及び教育充実費)

第53条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料及び教育充実費(月割額に在学する月数を乗じた額)を復学した月に納入しなければならない。

(研究生、科目等履修生及び特別聴講生の授業料)

第54条 研究生、科目等履修生及び特別聴講生の授業料の金額は、別表第2のとおりとする。

第3章 その他

第1節 その他

(学則の改廃)

第55条 この学則の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第24条関係)

地域健康支援学専攻 地域健康支援学専攻 修士課程

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数				備考 (履修要件)
				1年		2年		
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	
共通科目	地域分析学	2		30				必修 8 単位 及び 選択 2 単位以上
	医療情報技術論	2		30				
	在宅ケア論	2		30				
	地域健康支援教育学特論		2	30				
	施設管理運営方法論		2		30			
	地域健康支援倫理学	2			30			
	在宅ケア論演習		1		15			
専門科目	地域生活学特論		2	30				選択 10 単位以上
	地域精神保健学特論		2	30				
	生活機能支援学特論		2	30				
	言語聴覚学特論		2	30				
	生涯発達支援論		2	30				
	終末期ケア論		2		30			
	保健教育学特論		2		30			
	地域防災支援論		2		30			
	地域防災支援論演習		1			15		
	地域リハビリテーション学特論		2		30			
	言語聴覚学特論演習		1		15			
	認知症ケア学特論		2		30			
	終末期ケア論演習		1			15		
研究科目	地域健康支援学基礎特論	1			15			必修 10 単位
	地域健康支援学特別演習	1				15		
	地域健康支援学特別研究	8				120		

別表第2（第 50 条及び第 56 条関係）

入学検定料、入学金及び授業料等

項目	大学院生		研究生		科目等履修生		特別聴講生
入学検定料	円 30,000		円 10,000		円 10,000		円 当該大学と協議
入 学 金	125,000		50,000		30,000		当該大学と協議
授 業 料	年額	555,000	年額	300,000	1 単 位	15,000	当該大学と協議

弘前医療福祉大学大学院地域健康支援学研究科委員会規程

令和6年4月1日 制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、弘前医療福祉大学大学院学則第7条第2項の規定に基づき、弘前医療福祉大学大学院地域健康支援学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科委員会は、次に掲げる委員等をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科担当の教授、准教授、講師及び助教
- (3) その他、研究科長が指名または要請する者

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科担当の教員の選考に関する事。
- (2) 研究科の授業科目及び履修方法等に関する事。
- (3) 学生の学業成績に関する事。
- (4) 修士の学位授与及び取り消しに関する事。
- (5) 入学その他学生の身分に関する事。
- (6) 学生の賞罰に関する事。
- (7) 大学院学則及び関係諸規程の制定・改廃に関する事。
- (8) その他教育研究に関する事。

(研究科委員会の招集及び議長)

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故があるときは、予め研究科長の指名した委員が議長の職務を代理する。

(研究科委員会の成立及び議決)

第5条 研究科委員会は構成員（出張中、休職中、その他委員がやむを得ない理由があると認めた者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。ただし、修士論文等及び最終試験の可否について議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(委員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 研究科委員会の庶務は、教務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。